資　金　運　用

貸出金業種別残高・構成比

（単位：千円、％）

業種別	平成24年度末		平成25年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	34,660	0.9	27,962	0.6
農業、林業	58,325	1.5	53,258	1.2
漁業	72,097	1.8	59,263	1.3
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	187,963	4.7	129,872	2.9
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	47,750	1.1
情報通信業	—	—	—	—
運輸業、郵便業	3,022	0.1	—	—
卸売業、小売業	316,665	7.9	327,856	7.4
金融業、保険業	20,000	0.5	23,200	0.5
不動産業	183,132	4.6	233,383	5.3
物品賃貸業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	2,628	0.1	2,287	0.1
宿泊業	55,063	1.4	53,170	1.2
飲食業	27,212	0.7	18,697	0.4
生活関連サービス業、娯楽業	99,310	2.5	91,474	2.1
教育、学習支援業	—	—	—	—
医療、福祉	119,571	3.0	110,924	2.5
その他のサービス	150,727	3.8	155,825	3.5
その他の産業	20,000	0.5	18,537	0.4
小計	**1,350,381**	**33.8**	**1,353,462**	**30.5**
地方公共団体	573,469	14.3	834,801	18.8
雇用・能力開発機構等	—	—	—	—
個人（住宅・消費・納税資金等）	2,075,802	51.9	2,252,620	50.7
合計	**3,999,653**	**100.0**	**4,440,884**	**100.0**

（注）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

（単位：千円、％）

区分		金額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	平成24年度末	79,132	2.0	—
	平成25年度末	96,549	2.2	—
有価証券	平成24年度末	—	—	—
	平成25年度末	—	—	—
動産	平成24年度末	—	—	—
	平成25年度末	—	—	—
不動産	平成24年度末	1,611,210	40.3	—
	平成25年度末	1,791,745	40.3	—
その他	平成24年度末	304	0.0	—
	平成25年度末	126	0.0	—
小計	**平成24年度末**	**1,690,648**	**42.3**	—
	平成25年度末	**1,888,421**	**42.5**	—
信用保証協会・信用保険	平成24年度末	1,073,137	26.8	6,410
	平成25年度末	1,145,022	25.8	5,319
保証	平成24年度末	622,588	15.6	7,013
	平成25年度末	537,801	12.1	5,791
信用	平成24年度末	613,279	15.3	—
	平成25年度末	869,639	19.6	—
合計	**平成24年度末**	**3,999,653**	**100.0**	**13,424**
	平成25年度末	**4,440,884**	**100.0**	**11,110**

消費者ローン・住宅ローン残高

（単位：千円、％）

区分	平成24年度末		平成25年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	554,896	32.4	626,594	32.4
住宅ローン	1,159,173	67.6	1,305,880	67.6
合計	**1,714,069**	**100.0**	**1,932,474**	**100.0**

貸出金使途別残高

（単位：千円、％）

区分	平成24年度末		平成25年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	2,138,718	53.5	2,097,300	47.2
設備資金	1,860,934	46.5	2,343,584	52.8
合計	**3,999,653**	**100.0**	**4,440,884**	**100.0**

貸出金償却額

（単位：千円）

項目	平成24年度末	平成25年度末
貸出金償却額	—	—

資　金　運　用

貸出金金利区分別残高

（単位：千円）

区　分	平成24年度末	平成25年度末
固定金利貸出	1,705,363	2,084,624
変動金利貸出	2,294,290	2,356,260
合　計	**3,999,653**	**4,440,884**

貸倒引当金の内訳

（単位：千円）

項　目	平成24年度		平成25年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	16,020	△944	11,758	△4,261
個別貸倒引当金	216,548	△9,530	146,338	16,431
貸倒引当金合計	**232,568**	**△10,474**	**158,097**	**12,169**

（注）当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

（単位：千円、％）

区　分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/(A－B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成24年度	223,357	15,127	208,230	223,357	100.0	100.0
	平成25年度	171387	25,588	145,798	171,387	100.0	100.0
危険債権	平成24年度	25,275	15,245	8,317	23,563	93.2	82.9
	平成25年度	15,200	12,911	539	13,450	88.5	23.5
要管理債権	平成24年度	32,346	25,239	6,122	31,361	97.0	86.1
	平成25年度	26,423	4,654	1,882	6,536	24.7	8.6
不良債権計	平成24年度	280,978	55,611	222,669	278,281	99.0	98.8
	平成25年度	213,011	43,153	148,221	191,375	89.8	87.3
正常債権	平成24年度	3,740,414					
	平成25年度	4,246,864					
合　計	**平成24年度**	**4,021,394**					
	平成25年度	**4,459,875**					

（注）1．「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2．「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3．「要管理債権」とは、「３か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4．「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5．「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6．「貸倒引当金（C）」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7．金額は決算後（償却後）の計数です。

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

（単位：千円、％）

区　分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B＋C)／(A)
破綻先債権	平成24年度	93,314	2,357	90,957	100.0
	平成25年度	52,470	4,100	48,369	100.0
延滞債権	平成24年度	155,172	28,015	125,591	99.0
	平成25年度	134,117	34,399	97,968	98.7
3か月以上延滞債権	平成24年度	637	0	120	18.9
	平成25年度	19,550	4,654	1,392	30.9
貸出条件緩和債権	平成24年度	31,709	25,239	6,001	98.5
	平成25年度	6,872	0	489	7.1
合　計	**平成24年度**	**280,832**	**55,611**	**222,669**	**99.1**
	平成25年度	**213,011**	**43,153**	**148,221**	**89.8**

（注）1．「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第１項第３号のイ．会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、ロ．民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、ハ．破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、ニ．会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、ホ．手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2．「延滞債権」とは、上記１．及び債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の未収利息不計上貸出金です。
3．「３か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から３か月以上延滞している貸出金（上記１．及び２．を除く）です。
4．「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記１．～３．を除く）です。
5．「担保・保証額（B）」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6．「貸倒引当金（C）」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7．「保全率（B＋C）／（A）」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
8．これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

資　金　運　用

法令等遵守体制

「コンプライアンス」(法令等遵守)とは、金融機関の役職員として、その社会的責任と公共的使命を果たすため、関係法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を全うする事をいいます。

当組合では、「コンプライアンス」を経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、「コンプライアンス基本方針」に基づきコンプライアンス統括部署を設置し、「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配布するとともに、年度ごとに「コンプライアンス・プログラム」を策定し、日常業務のあらゆる場で、法令等遵守の徹底に努めております。

さらに、全役職員に金融コンプライアンス・オフィサー2級認定資格、金融個人情報保護オフィサー認定資格取得を奨励するなど、法令等遵守の重要性の認識及びレベルアップを図りながら、体制の確立を目指しております。

報酬体系について

●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」のみとなっております。

(1)　報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

(2)　役員に対する報酬

（単位：千円）

区　　分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理　　事	22,306	25,370
監　　事	1,320	1,320
合　　計	23,626	26,690

注1．上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
　2．支払人数は、理事7名、監事4名です。

(3)　その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成25年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1．対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
注2．「同等額」は、平成25年度に対象役員（非常勤役員を除く）に支払った報酬等の平均額としております。
注3．当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利･相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または管理部（※1）にお申し出ください。

【宮崎県南部信用組合管理部】　0987－64－0204（※1）
　受付日：月曜日～金曜日　（祝日および組合の休業日は除く）
　受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧（※2）ください。

　ホームページアドレス　http://www.m-nanbu.shinkumi.jp/（※2）

●紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03－3581－0031）
第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03－3595－8588）
第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03－3581－2249）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合管理部またはしんくみ相談所にお申し出ください（※1）。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①　移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
②　現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳でありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人　全国信用組合中央協会　しんくみ相談所】
　受付日：月曜日～金曜日　（祝日および協会の休業日は除く）
　受付時間：午前9時～午後5時
　電　　話：03－3567－2456

リスク管理体制　―定性的事項―

・自己資本調達手段の概要
・自己資本の充実度に関する評価方法の概要
・信用リスクに関する事項
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…該当事項なし
・証券化エクスポージャーに関する事項
・オペレーショナル・リスクに関する事項
・協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
・金利リスクに関する事項

●自己資本調達手段の概要

発行主体	宮崎県南部信用組合	―	―
資本調達手段の種類	普通出資金	―	―
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	114百万円	―	―
償還期限	―	―	―
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	―	―	―

注．当組合の自己資本は、出資金、利益剰余金等により構成されております。

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

現在の自己資本の充実度に関しましては、国内基準である４％を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保てる水準にあると評価しております。

●信用リスクに関する事項

リスクの説明	信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などによる倒産等により、当組合の資産の価値が減少ないし消失という損失を受けるリスクをいいます。
リスク管理の方針および管理体制	当組合では、信用リスクを管理すべき最重要リスクであると認識のうえ、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、役職員に理解と遵守を促すことによって信用リスクの管理を徹底しております。
評価・計測	信用リスクの評価は、与信ポートフォリオ管理として自己査定による債務者区分別、業種別、大口与信先等の管理など様々な角度から分析を行っております。

■貸倒引当金の計算基準

個別貸倒引当金については、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。

一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額に貸倒実績率を乗じて算出しております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスクウェイトの判定に使用している内外の適格格付機関は以下の格付機関を採用しております。
①ムーディーズ
②スタンダード＆プアーズ
③フィッチレーティングス
④格付投資情報センター
⑤日本格付研究所

■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、一般保証などが該当します。当組合では、融資案件に際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質などさまざまな角度から可否の判断をし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明	当組合では、オペレーショナルリスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であること、または外生的事象に起因することから当組合が損失を被るリスク」としております。
リスク管理の方針および管理体制	当組合では、オペレーショナルリスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、各リスクに対して管理体制や管理方法をに関する基本方針を定めております。
評価・計測	当組合では、リスクの計測については基礎的手法を採用することとし、体制を整備しております。また、これらのリスクについては本部会（常勤理事会を含む）において協議・検討を行っております。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合では基礎的手法を採用しております。

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明	時価評価にかかる損失等のリスクであり、当組合では出資金等が該当します。
リスク管理の方針および管理体制	当組合が保有する出資金等につきましては当組合が定める余裕は金運用規程などに基づいた適正な運用を行っており、その状況については適宜経営陣に報告するなど、適切なリスク管理に努めております。
評価・計測	財務諸表や運用報告を基に評価するとともに自己査定における時価評価を行っております。なお、当該取引に係る会計処理については当組合有価証券運用基準及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明	金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。
リスク管理の方針および管理体制	当組合では定期的な評価・計測を行い、リスク管理委員会でストレステスト等により、適宜、対応を講じる体制としております。
評価・計測	証券管理システムを活用し一定の金利ショックを想定した銀行勘定の金利リスク（BPV）を算出し、協議･検討を行っております。

リスク管理体制　－定性的事項－

■内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は「アウトライヤー基準」によるものとし、以下の定義に基づいて算定しております。

・計測手法：預金、貸出金については「金利ラダー方式」、有価証券はＮＢＡによる再評価方式
・コア預金：対　　象………流動性預金
　　　　　　算定方法………算定現在残高の50%相当額
　　　　　　満　　期………５年以内（平均2.5年）
・金利感応資産・負債
　　　　　　預金、貸出金、有価証券、預け金
・金利ショック幅……………99%タイル値
・リスク計測の頻度…………月次

（単位：百万円）

	平成24年度	平成25年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	28	48

（注）金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では、金利ショックは99パーセンタイル値を用いて金利リスクを算出しております。

リスク管理体制　－定量的事項－

・自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の充実の状況P.9をご参照ください
・自己資本の充実度に関する事項
・信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する事項
・信用リスク削減手法に関する事項
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
・証券化エクスポージャーに関する事項
・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額…該当事項なし
・金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額…上記内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要をご参照ください。

●自己資本の充実度に関する事項

（単位:百万円）

	平成24年度		平成25年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ．信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	3,507	140	3,668	146
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	3,495	139	3,658	146
(i)　ソブリン向け	28	1	29	1
(ii)　金融機関向け	792	31	687	27
(iii)　法人等向け	469	18	450	18
(iv)　中小企業等・個人向け	595	23	629	25
(v)　抵当権付住宅ローン	43	1	34	1
(vi)　不動産取得等事業向け	182	7	167	6
(vii)　三月以上延滞等	21	0	61	2
(viii)　出資等	56	2	25	1
出資等のエクスポージャー			25	1
重要な出資のエクスポージャー			―	―
(ix)　他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー			20	2
(x)　信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー			31	1
(xi)　その他	1,305	0	1,522	60
②証券化エクスポージャー	―	―	―	―
③経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			―	―
④他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			―	―
⑤CVAリスク相当額を８%で除して得た額			―	―
⑥中央清算機関関連エクスポージャー			―	―
ロ．オペレーショナル・リスク	308	12	316	12
ハ．単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	3,816	152	3,984	159

（注）1．所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%
2．「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3．「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
4．「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5．「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。
6．オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益（直近３年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7．単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×４%

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、P.14の「一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」及び次頁の「業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等」には当該引当金の金額は含めておりません。

信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 / 業種区分 / 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債　券		その他			
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
製造業	64	55	64	55	―	―	―	―	―	―
農業、林業	92	83	92	83	―	―	―	―	―	―
漁業	92	76	92	76	―	―	―	―	24	16
鉱業、採石業、砂利採取業	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
建設業	214	148	214	148	―	―	―	―	87	49
電気・ガス・熱供給・水道業	―	47	―	47	―	―	―	―	―	―
情報通信業	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
運輸業、郵便業	7	9	7	9	―	―	―	―	―	―
卸売業、小売業	367	388	367	388	―	―	―	―	3	18
金融業、保険業	3,911	3,490	20	24	200	―	3,691	3,466	―	―
不動産業	210	258	210	258	―	―	―	―	―	―
物品賃貸業	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
学術研究、専門･技術サービス業	4	4	4	4	―	―	―	―	―	―
宿泊業	55	53	55	53	―	―	―	―	―	53
飲食業	41	33	41	33	―	―	―	―	2	―
生活関連サービス業、娯楽業	185	169	185	169	―	―	―	―	―	―
教育、学習支援業	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
医療、福祉	119	110	119	110	―	―	―	―	―	―
その他のサービス	201	202	201	202	―	―	―	―	0	6
その他の産業	20	18	20	18	―	―	―	―	―	―
国・地方公共団体等	1,081	1,081	573	835	508	499	―	―	―	―
個人	1,750	1,947	1,750	1,947	―	―	―	―	68	24
その他	547	595	―	―	174	181	373	414	―	―
業種別合計	**8,967**	**9,019**	**4,021**	**4,459**	**882**	**680**	**4,064**	**3,880**	**187**	**168**
1年以下	4,242	4,342	2,292	2,173	86	―	1,864	2,169		
1年超3年以下	1,517	1,714	457	464	―	90	1,060	1,160		
3年超5年以下	999	716	299	425	200	291	500	―		
5年超7年以下	306	315	218	315	88	―	―	―		
7年超10年以下	696	862	388	563	308	299	―	―		
10年超	381	365	181	365	200	―	―	―		
期間の定めのないもの	826	705	186	154	―	―	640	551		
残存期間別合計	**8,967**	**9,019**	**4,021**	**4,459**	**882**	**680**	**4,064**	**3,880**		

（注）1．当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。また、「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2．「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。

3．上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産等が含まれます。

4．業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	17	12	—	—	—	2	4	8	12	16	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	90	85	0	—	5	37	1	—	85	49	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	5	5	—	—	—	2	0	0	5	3	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	42	43	0	—	—	—	—	1	43	53	—	—
飲食業	6	2	—	—	—	—	3	0	2	2	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	0	0	—	27	—	0	0	—	0	31	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	69	67	0	0	—	44	2	1	67	25	—	—
合計	231	216	1	28	5	86	11	12	216	182	—	—

（注）1．当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
　　 2．業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	エクスポージャーの額			
	平成24年度		平成25年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0％	—	1,248	—	1,586
10%	—	301	—	310
20%	—	3,865	—	3,439
35%	—	123	—	99
50%	—	—	—	—
75%	—	1,123	—	1,158
100%	—	2,067	—	2,232
150%	—	—	—	51
250%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
合計	—	8,729	—	8,879

（注）1．格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
　　 2．エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
　　 3．コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、ＣＶＡリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
　　 4．「1,250％」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウェイト1,250％を適用したエクスポージャーの額を記載しております。

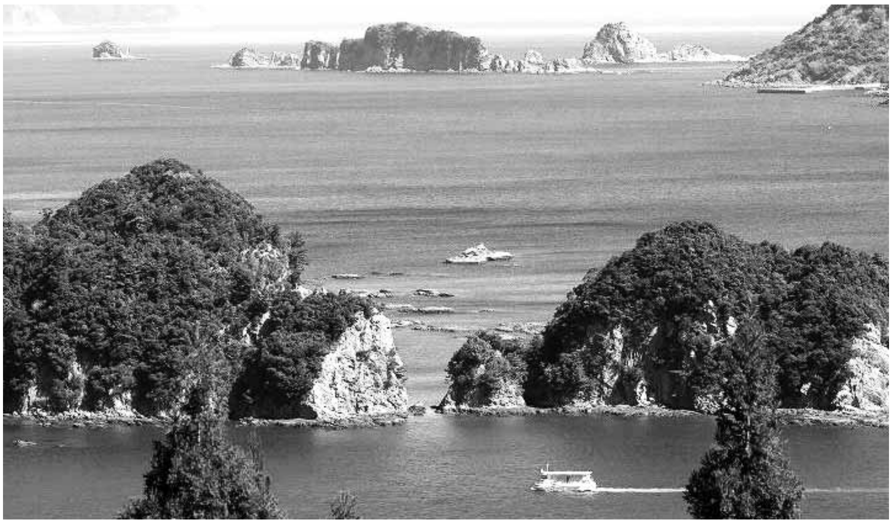

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	99	112				

（注）1．当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2．上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

証券化エクスポージャーに関する事項

●オリジネーターの場合

該当事項なし

●投資家の場合

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当事項なし

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当事項なし

③証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当事項なし

出資等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区分	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	―	―	―	―
非上場株式等	56	―	56	―
合計	56	―	56	―

（注）投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当事項なし

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし